平成２２年（フ）第５９０号
長崎県長崎市立山５丁目10番15号　カーサ立山ＦＢ号
債務者　峯　　利徳
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
長崎県長崎市茂木町1299番地７　エミアリー101号室、旧住所長崎県長崎市茂木町2171番地12
債務者　小牧みち子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２４号
沖縄県那覇市字宇栄原951番地１　ニューライフガーデン小禄506
債務者　山里　広子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５２８号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目９番２号　オアシスグリーン405
債務者　大村　和人
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６７８号
岐阜市三田洞東２丁目18番５―303号市営住宅三田洞団地
債務者　西垣　和弘
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５４６号
沖縄県那覇市松川３丁目23番60号　カーザビアンカ301
債務者　田中　朝美（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５５５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平97番地17　神谷マンション103号
債務者　浦崎　英子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３４６号
福島県田村市船引町芦沢字堀米窪69番地１
債務者　平山　勝頼
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
福島県郡山市富久山町久保田字桝形21番地
柳内アパート８号
債務者　柳沼美奈子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
福島県郡山市字古川110番地の12
債務者　阿部由美子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
群馬県桐生市相生町４丁目25番地の８
債務者　今井　　譲
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１１３号
岐阜県可児市若葉台２丁目９番地
債務者　金村　正身
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１１８号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井1573番地２
債務者　山田　　勉
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１２１号
岐阜県美濃加茂市田島町１丁目２番23号　ジュビリオＡ101号
債務者　内海　孝信
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２３２３号
名古屋市緑区曽根１丁目115番地　コーポ緑101号室、住民票上の住所名古屋市緑区清水山１丁目1402番地
債務者　森　　秀子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４３号
愛知県豊橋市西小鷹野４丁目４番地５、住民票上の住所静岡県富士市中央町３丁目９番39号　セントラルハイツ306号
債務者　政本　正行
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３３５号
三重県津市一志町高野157番地１　ミューズパレス高野Ⅱ203号室
債務者　了味　敬太
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
津地方裁判所破産係